

### 第3章 服務

○大隅肝属広域事務組合職員の服務の宣誓に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第15号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の服務の宣誓に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第2条 新たに職員となった者は、管理者の面前において、宣誓書（別記様式）を朗読し、これに署名しなければ、その職務を行ってはならない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

#### 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

印